

会津若松市奨学資金給与制度の見直しに対するご意見をお寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

会津若松市奨学資金給与制度の見直しについて、広く意見を募集します。

これまで、高校生・高等専門学校生へ在学にかかる費用として年額5万円を給与してきた奨学資金給与制度について、対象や給与目的等を見直すものです。

ご意見がある方は下記により提出してください。

記

1 募集期間

令和2年1月6日（月）から令和2年2月4日（火）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「会津若松市奨学資金給与制度の見直しに対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、教育総務課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

〈提出先〉

〒965-8601 ※住所不要 会津若松市教育委員会 教育総務課 宛て
FAX 0242-39-1460
電子メール k-s@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・提出いただいた書面はお返しできませんのでご了承ください。
- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

見直し案の内容は、教育総務課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センターさらに市のホームページで見ることができます。

問合せ先：会津若松市教育委員会教育総務課総務グループ
(電話0242-39-1302)